

豊橋市職員措置請求書

豊橋市長に関する措置要求の要旨

1、請求の要旨

(1) 高齢者社会福祉事業について

当該事業は、高齢者の外出支援・地域活動への積極的な参加を促すことを目的とし、70歳以上になられる方に2,000円分の電車・バス共用福祉回数乗車券(以下「福祉回数券」という)またはタクシー料金助成乗車券(以下「タクシー乗車券」という)を交付、80歳以上になられる方に4,000円分を交付するものである。

当該事業の支払方法については、タクシー助成券は、毎月タクシー会社からタクシー助成券の利用実績の報告に使用済みタクシー助成券が添付され、使用金額の請求が届き、このタクシー会社からの請求に基づいて支払われる(証拠1、2、3、4)。

ところが福祉回数券は年度当初に予想交付枚数分の福祉回数券を業者から券面額(2,000円)の80%で購入(証拠5-1、5-2)し、年度末に未交付枚数を精算することになっている(証拠6-1、6-2、6-3、6-4)。

(2) 違法・不当な公金支出となる理由

①平成26年度の包括外部監査報告において「タクシー助成券は、使用実績に基づいた支払いが行われているが、福祉回数券についてはその購入価額は券面額の80%と一定である。この80%は制度導入当時の使用率である。現状は交付された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の80%の経済性が検証することができない。そのため電車、バスの運行業者に依頼して何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。」と勧告している(証拠7)。

しかし、請求人の寺本が平成29年3月議会定例会の一般質問で、当該包括外部監査の勧告に従い福祉回数券の使用実績の調査について質問したところ、豊橋市は調査をしないと答弁した(証拠8)。調査できない理由に「調査が煩雑で困難」とした。寺本は、平成28年12月12日に福祉回数券供給者の運行業者豊橋鉄道株式会社鉄道部運輸営業課課長(運転管理者)村井伸行氏と次長兼運輸営業課長梅村仁朗氏に当該調査について尋ねたところ、「毎回福祉回数券は数えていることから、調査はできる」と述べた(証拠9)。

地方自治法第138条の2には「普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定めているが、豊橋市のこの対応はこの法に著しく反する。

②使い勝手のよいタクシー助成券の使用率は70%前後である(証拠7 153ページ)。電車バスの福祉回数券の使用率を80%の見込み払いには未使用回数券が相当額あると推察できる。ムダな税金の支出があると考えられる。使用実績調査ができるのに調査をしない豊橋市の対応は、ムダな税金の支出と考えられる。

地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条に違反する。

(3)結論

以上より、高齢者社会福祉事業における福祉回数券に関する支出を継続することは、地方自治法が第138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課していること、同法第2条14項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法第4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに鑑みれば当該支出は、違法・不当な財務上の支出であるから、支出権限者である市長は、これらの支出を停止する措置をとる義務がある。

なお、口頭陳述の場で詳しく述べる。

【求める措置】

監査委員は、市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

- (1)、福祉回数乗車券購入契約(平成29年度契約)を解除し、使用実績に基づく支出購入契約とすること。
- (2)、市長に対し、平成29年度支払済み福祉回数乗車券代金として支払われた金額54,174,400円を豊橋鉄道株式会社に返還するように請求すること。
- (3)、使用実績が調査されるまで、福祉回数券の支出を停止すること。

豊橋市監査委員 様

上記の通り、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 29 年 5 月 31 日

事実証明書（すべて写し）

証拠1:平成28年度高齢者社会参加援護事業に係るタクシー料金助成事業契約書

証拠2:豊鉄タクシータクシー券請求書(平成28年度)

証拠3:平成 28 年度タクシー券利用実績一覧

証拠4:豊橋市高齢者タクシー料金500円券(平成28年度使用済みの一部)

証拠5-1:平成29年度電車・バス福祉回数乗車券購入契約書

証拠5-2:平成 29 年度電車・バス福祉回数乗車券購入支出負担行為決裁書

証拠6-1:平成 27 年度福祉回数乗車券購入契約書

証拠 6-2:平成 27 年度福祉回数乗車券購入支出命令書

証拠 6-3:平成 27 年度福祉回数乗車券購入戻入決議書

証拠6-4:平成 27 年度電車・バス共用福祉回数券 配布状況

証拠7:平成26年度包括外部監査報告書(抜粋)

証拠8:平成 29年 3 月議会一般質問議事録(抜粋)

証拠9:豊橋鉄道株式会社鉄道部運輸営業課課長(運転管理者)村井伸行氏と次長兼運輸営業課長梅村仁朗氏の名刺及び聞き取り内容(名刺のメモは寺本が書いた。)